



愛南町 景観計画



平成 23 年 2 月

愛南町景観計画

《 目 次 》

| | |
|--|----|
| 1 . 景観計画策定の目的 | 1 |
| 1 - 1 . 景観計画策定の目的 | 1 |
| 1 - 2 . 町民、事業者、行政の役割 | 2 |
| 1 - 3 . 愛南町の景観特性 | 3 |
| 1 - 4 . 景観形成の基本理念 | 7 |
| 2 . 景観計画の区域 | 8 |
| 2 - 1 . 景観計画区域の設定 | 8 |
| 2 - 2 . 景観計画の区域 | 9 |
| 3 . 景観計画区域における良好な景観形成に関する方針 | 11 |
| 4 . 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 | 13 |
| 4 - 1 . 届出対象行為 | 13 |
| 4 - 2 . 景観計画地区の景観形成基準 | 14 |
| 5 . 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針 | 16 |
| 5 - 1 . 景観重要建造物の指定の方針 | 16 |
| 5 - 2 . 景観重要樹木の指定の方針 | 16 |
| 6 . 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限 | 17 |
| 6 - 1 . 屋外広告物の表示・掲出に関する基本事項 | 17 |
| 6 - 2 . 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限事項 | 17 |
| 7 . 良好な景観形成に向けて | 18 |

1 . 景観計画策定の目的

1 - 1 . 景観計画策定の目的

(1)景観計画とは

景観計画は、景観行政団体が良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める計画です。

また、景観計画区域を対象として、景観重要建造物や景観重要樹木、景観協議会、景観協定等の規制誘導の仕組み、住民参加の仕組み等の法に基づく措置がなされます。

景観法はそれ自体が直接に景観を規制する訳ではなく、地方自治体の景観に関する計画や条例、それに基づいて地域住民が締結する景観協定に、実効性・法的強制力をもたせようとするものであり、町民、事業者、行政がそれぞれの立場から身近な地域やまち全体の景観のあり方について考え、協働で取り組んでいくことが重要となります。

なお、景観計画では次の項目を定めることになっています。

| 必須項目 (必ず定めるべき項目) | 選択項目 (必要に応じて定める項目) |
|----------------------------|------------------------------|
| 景観計画の区域 | 景観重要公共施設の整備 に関する事項等 |
| 景観計画区域内の 良好な景観の形成に関する方針 | 屋外広告物等に関する制限 |
| 良好な景観形成のための 行為の制限に関する事項 | 景観農業振興地域整備計画の 策定に関する基本的事項 |
| 景観重要建造物又は 景観重要樹木の指定の方針 | 自然公園区域内の許可の基準の制定 |

(2)愛南町における景観計画策定の目的

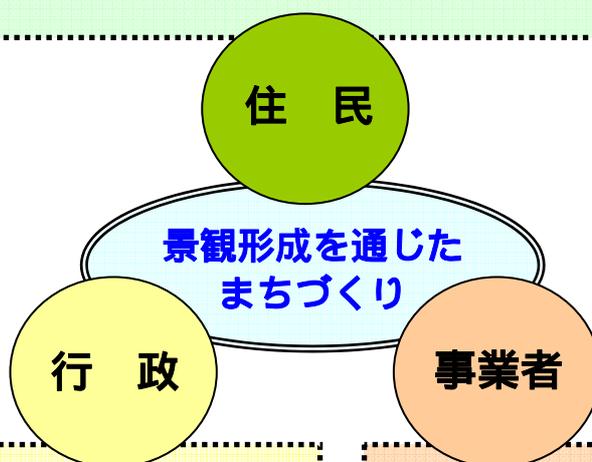
愛南町は、リアス式の複雑な海岸線を持つことから水産業が盛んです。また、農業は、僧都川下流の平野部において稲作が行われているほか、山間部では石垣の曲線に囲まれた棚田が見られます。

このように自然の恵みを多く受けてきた愛南町における景観計画は、地域で永く営まれてきた人々の暮らしや活動が積み重なったものを景観と捉え、景観づくりを通じた地域の価値の発見と共有化により、良好なコミュニティに支えられた味わいのある景観形成を図り、住民、事業者と行政が一体となってまちの活性化を進めていくことを目的とします。

1 - 2 . 住民、事業者、行政の役割

愛南町の良好な景観を形成するためには、住民、事業者、行政が相互に協働・連携のもと、それぞれの役割と責務を果たし、景観形成を通じた良好なまちづくりを進めていくことが求められます。

長い年月をかけて形成してきた地域の景観の価値を認識し、その景観を守り育て、良好なまちづくり活動に寄与します。住民自らが積極的に地域の景観形成に取り組むことにより、地域の良好なまちづくりを推進します。



良好な景観形成に資する施策を実施し、景観形成を通じた良好なまちづくりを誘導します。自らが公共事業を通じて良好な景観形成を図り、景観づくりの先導的役割を果たします。

地域の景観形成に理解を深め、事業活動のなかで地域の景観形成に積極的に協力・寄与します。周辺地域の景観と調和した景観形成に協力・寄与します。

1 - 3 . 愛南町の景観特性

愛南町の景観を大きく自然景観、人文景観に分類し、それぞれの景観特性を以下のように整理することができます。

(1)自然景観

三ツ畑田島

愛南町の海辺は、海岸線が複雑に入り組んだりアス式海岸を形成しており、海岸線の延長距離は長いものとなっています。

また、海岸線に直角な隆伏の激しい地形が沈水するとリアス式海岸になり、さらに沈水が進むと多島海になります。

宇和海に浮かぶ高さ 140 メートルほどの 3 つの小さな島「三ツ畑田島」は、足摺宇和海国立公園内にある象徴的な景観の一つです。



三ツ畑田島の夕映え

高茂岬

愛媛の最南端に位置し、100 メートルを超える断崖が続いています。辺りには亜熱帯植物が一面に茂るなど豊かな緑に囲まれており、豊後水道に突出するこの岬は、晴れた日には遠く九州が一望できることもあります。



高茂岬からの風景

須ノ川公園

「日本の渚 100 選」に選ばれた須ノ川海岸は玉の浜石が特長です。

すぐ近くの「グリーンパークすのかわ」でオートキャンプも楽しめます。



須ノ川公園

宇和海展望台

馬瀬山頂公園内にあり、展望室に乗り込むと、ゆっくりと回転しながら地上 107 メートルまで上昇します。

展望室からは足摺宇和海国立公園のリアス式海岸など美しい景色を 360 度の大パノラマで楽しめます。



宇和海展望台

宇和海海中公園

日本で最初に指定を受けた海中公園であり、愛南町の鹿島周辺では、色とりどりのサンゴや鮮やかな色彩の熱帯魚が群れ泳ぐ宇和海海中公園をガラス張りの水中展望船でみることができます。

色とりどりのサンゴや熱帯魚の大パノラマ風景は、まさに「愛南町の宝」であり、冬でも 15 以下に下がることのない愛南町の海は、きれいで暖かく、太陽の光が届くどこまでも透明な海です。



天巖の鼻

足摺宇和海国立公園の中の景勝の地であり、南予十景の第 1 位に選ばれている絶景ポイントです。

高さ 70 メートル以上もの断崖やその下に広がる奇岩怪石が紺碧の海に映えています。



天巖の鼻

篠山

春には山一面が花で埋め尽くされ、山頂からの展望は絶景です。

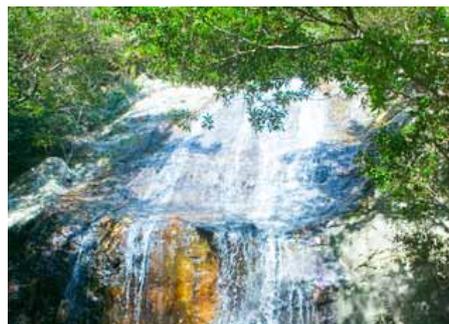
4 月下旬から 5 月上旬にかけて、アケボノツツジやシャクナゲの花が山一面を埋め尽くします。



篠山

白滝

山中に鳴り響く澄んだ水音、緑の中、白布のように美しく流れる篠山 7 合目にある落差 50 メートルの滝は、緑の中に白布を垂らしたような景観です。



白滝

(2)人文景観

石垣の里「外泊」

入江に面した急斜面に民家や畑が山の中腹まで続き、それぞれの民家は、北から吹き付ける台風や季節風から家や暮らしを守るため、軒に達するほどの石垣が整然と積み上げられています。

その景観から石垣の里として知られ、独特の家並みを形成するこの外泊の集落は、「日本の美しいむら農林水産大臣賞」や「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選」に選ばれています。

また平成 19 年（2007 年）には、(財)古都保存財団の「美しい日本の歴史的風土 100 選」にも選ばれ、日本を代表する石垣文化の一大景観地となっています。



石垣の里「外泊」

山出地区

山出地区は、僧都川の上流、愛南町の北東に位置する山間地域です。

この山出地区には「清水の水」とも呼ばれる「山出観音水」が湧き出ており、遠くからこの湧き水を汲みに来る人がいるほどです。そんな豊富な水資源を利用し、古くより山出地区では山間地域ならではの棚田が広がっています。

新緑のころには、山間に青々とした美しい棚田風景が広がり、また収穫期となる晩夏から初秋には黄金色の稲穂が風に揺れ、石垣の曲線が描く棚田と周辺の山や川が一体となって独特の景観を形成しています。



「山出地区」の棚田

観自在寺

平城山観自在寺は、真言宗大覚寺派の寺院で、大同2年（807）弘法大師が人皇五十一代平城天皇の勅願に奉じてこの地を訪れ、本尊薬師如来、脇仏阿弥陀如来、十一面観音の三体の尊像を自作し、堂宇に安置し、開基したとされています。

1200年近くが経過した現在も、四国霊場厄除祈願の根本道場として、全国各地からの参詣者でにぎわう愛南町屈指の寺院です。

今から約200年前に建立された総檜造の山門は、町の文化財で天井の方位盤は有名で、元禄2年（1689）の寂本四国遍礼記の中に出ています。

仁王像は下久家の大工の作で、現在の額は高野山第401世座主の筆によるものです。



観自在寺



観自在寺の参道と山門

1 - 4 . 景観形成の基本理念

「愛南町」という町名には、愛媛県の南に位置し、ここに住む人たちが町を愛し、地域や人を愛して、みんなが仲良く助け合って、元気な町になって欲しいという願いが込められています。

愛南町は、南は黒潮躍る太平洋を望み、西は豊後水道に面するなど自然環境に恵まれた地域です。南宇和郡の北部には四国山脈から分岐した一本松地域の篠山支脈があり、ここから発する僧都川の上流部では川沿いの山間部に棚田が広がり、下流部流域には平野部が開け、この平野部に御荘地域、城辺地域の市街地や平坦な農地が形成されています。

また、内海地域、御荘地域、城辺地域及び西海地域の海岸部は「足摺宇和海国立公園」に面し、自然豊かな恵みを受け水産業や観光業に恩恵を受けているまちです。

これらの豊かな自然の恵を基礎として人々の日々の営みや活動の結果により形成された景観には、歴史的な時間の積み重ねがもたらした独特な美しさとともに豊かな文化的価値が含まれており、これが、人が自然と向き合いながら互いに調和を図りつつ創り上げてきた「愛南町らしい景観」の大きな特徴であるといえます。

ふるさと愛南町で幾世代にもわたって永く営まれてきた人々の生活（くらし）や活動が積み重なった景観を次世代に継承し、愛南町がこれからも住みよく豊かなまちであり続けるためには、こうした豊かな自然と長い歴史を通じて形成された愛南町らしい景観を積極的に保全・活用し、「豊かな自然と向き合ってきた愛南町」を象徴する景観づくりを進めていくことが必要です。

以上を踏まえ、愛南町における良好な景観形成に係る基本理念を以下のとおりとします。

景観形成の基本理念

住民が守り育てる自然と向き合う暮らしの景観づくり

2. 景観計画の区域

2 - 1 . 景観計画区域の設定

(1) 景観計画区域の考え方

愛南町の景観計画区域を設定するにあたっての考え方は、以下のとおりです。

【景観計画区域の設定の考え方】

愛南町の景観計画区域は、そこに住む住民自身が景観の重要性を認識し、住民自身が景観形成を進め、景観形成を通じた良好なコミュニティの形成や定住魅力の向上を図ることができる地区を選定する。

愛南町の景観計画区域は、今後地元主体で景観形成を図ることが良好なコミュニティの形成や定住魅力の向上に資するものと認められる地区を選定する。

(2) 景観計画区域

景観計画区域の設定の考え方にに基づき、愛南町の景観計画区域は、2カ所とします。

石垣の里「外泊」

山出の棚田

【景観計画区域の位置】



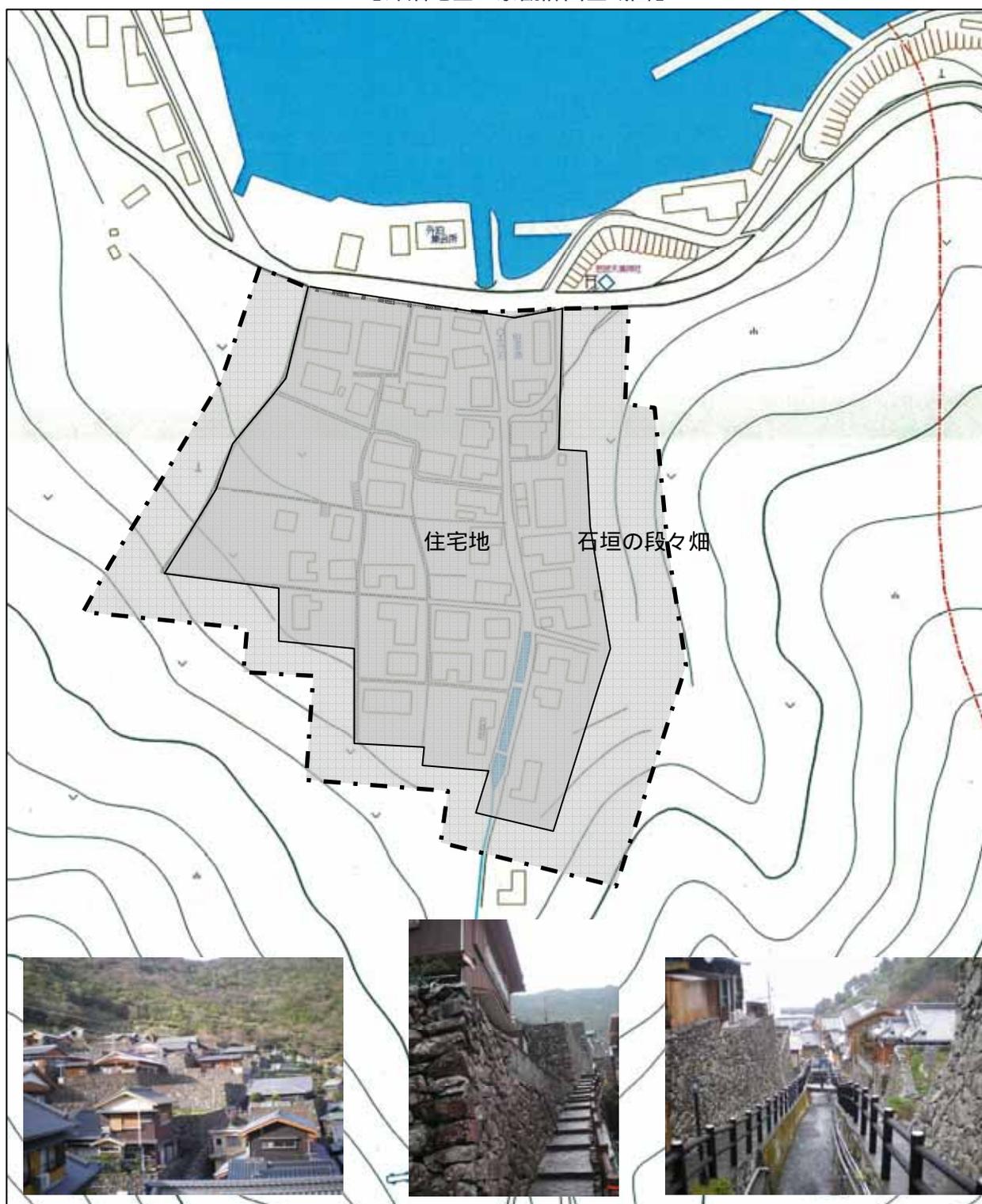
2 - 2 . 景観計画の区域

(1) 外泊地区

伝統的建造物群保存調査報告書は、外泊地区の住宅地を中心に建築物や工作物等について調査を行っていますが、集落周囲の急峻な斜面にも石垣による段々畑が存在し、住宅地の石垣と段々畑の石垣とが一体になった景観が、本地区の生活の景観といえます。

このため、外泊地区の景観計画区域は住宅地周辺も含め、下図のとおり設定します。

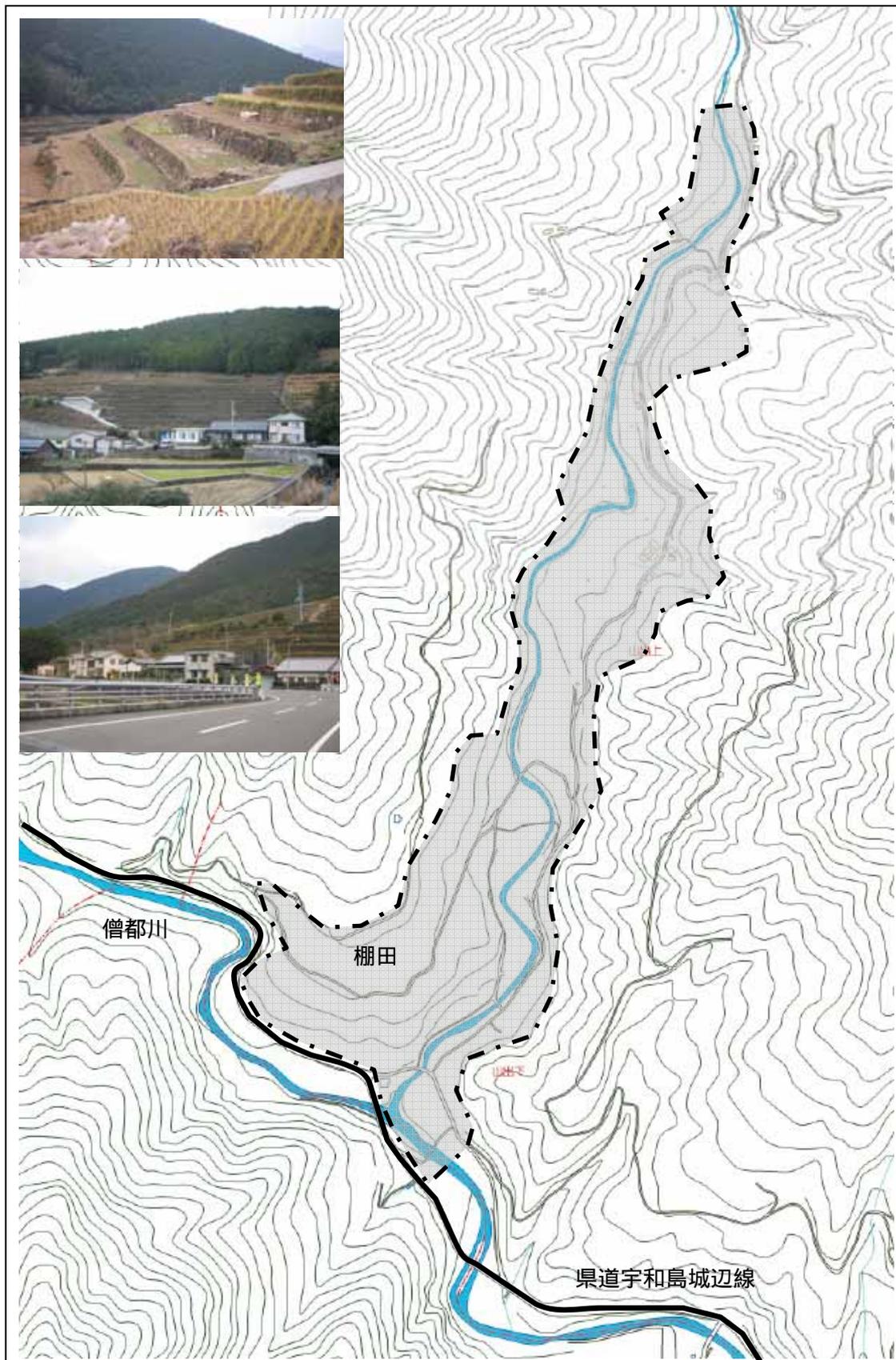
【外泊地区の景観計画区域図】



(2) 山出地区

山出地区の景観計画区域は、棚田景観やその視点場を含むとともに、棚田景観と一体となって農業農村景観を形成する集落も重要な景観要素であることを考慮し、下図のとおり設定します。

【山出地区の景観計画区域図】



3. 景観計画区域における良好な景観形成に関する方針

(1) 外泊地区

区域の景観特性

- ・ 外泊の石垣は、台風や冬の強い北西の季節風から家屋を守るために明治時代の初期に建築され、集落の正面から吹き付ける地域の気候特性に応じた住まいの様式を表しています。
- ・ 石垣の海側に面した部分には「遠見窓」と呼ばれる小窓が設けられ、漁港に出入りする船の様子が見えるようになっているなど、漁村らしい生活景観を形成しています。
- ・ 急峻な斜面を計画的に造成して住宅用地を確保するとともに、今は見えなくなっているが、あわせて山の頂上まで段々畑が造成されており、この地区が代々半農半漁の暮らしをしてきたことが想像できる景観を呈しています。
- ・ 地元では「石垣の集落」を守ろうと「外泊協議会」が組織され、石垣の修復等の自主的な活動を行っています。
- ・ 石垣に囲まれた住宅群という特徴的な景観を呈している漁村集落であるが、近年は空き家や空き地が目立ち始めています。

景観形成の基本的な考え方

石垣が重層的に織りなす景観は、台風や冬の強い北西の季節風と向き合って暮らしを支えてきた景観であり、独特の雰囲気をもった景観といえます。

先人の知恵と工夫が今も息づく石垣の景観は、厳しい環境のもとでの漁村の暮らしの風景を表していることから、この景観の維持保全を推進するものとしします。

良好な景観形成に関する方針

- ・ 石垣の集落環境と調和する落ち着いた色彩の使用やデザインを検討し、先人の生活文化遺産とも呼ぶべき石垣と平屋の家並みの維持保全を図ります。
- ・ 既に、地元による自主的な保全活動が行われていることから、新たに区域内に建築しようとする大規模建築物について規制誘導を行います。
- ・ 石垣を積み重ねて形成してきた住宅及び住宅地景観がよく見える視点場からの景観を遮ることがないように対象建物の建設位置についても一定の判定を行うものとしします。

(2) 山出地区

地区の景観特性

- ・ 僧都川とその支流に沿った山間地域に形成された美しい棚田が広がる地区で、県道宇和島城辺線から棚田が真正面に見えます。
- ・ 棚田の緑と棚田を支える曲線の石垣は、長い年月をかけて形成されてきた地区独特の暮らしの景観を呈しています。
- ・ 集落は僧都川とその支流に沿って形成されており、落ち着いた色彩の屋根や外壁で構成された農家住宅に混じって新しい住宅が建設され始めています。
- ・ 平成 17 年度に、魅力的で活力のある山出づくりをめざすことを目的に、愛媛県が山出地区を対象にワークショップを実施していることなどから、良好な景観を形成している地区と全県的に認知されていると考えられます。

景観形成の基本的な考え方

長い年月をかけて形成されてきた棚田景観や棚田と一体となって地区の良好な景観を形成している集落景観は維持保全を基本とし、次世代に引き継いで行くものとします。

山出地区の棚田景観は県からも認知されていることやワークショップ等を通じて地元においても良好な景観形成に対する意識が高まりつつあることから、棚田及び周辺の集落景観の保全は地元主体で実施するものとし、これらの景観に対して大きな影響を与える大規模建築物について規制誘導を行うものとします。

良好な景観形成に関する方針

- ・ 棚田を含む農村景観について良好な景観形成を図ることを目的とし、景観に大きな影響を与える大規模な建物の意匠や形態について、周辺環境と調和するよう誘導するものとします。
- ・ 住民の自主的な保全活動を中心に考え、最小限の緩やかな規制を盛り込むものとします。
- ・ 周囲との色彩調和を考慮し、建築物や工作物に鮮やかな色彩を用いることを避けるものとします。

4 . 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

4 - 1 . 届出対象行為

建築物及び工作物(建築物等)の形態又は色彩その他意匠の制限並びに建築物の新築に係る良好な景観の形成のための制限を次のとおり設定します。

ただし、町長が都市計画審議会等の意見を聞いた上でやむを得ないと認めるときはこの限りではないとします。

【 届 出 対 象 行 為 】

| 地 区 名 | 建 築 物 | 工 作 物 等 |
|-------|--|--|
| 外泊地区 | 新築、改築、増築又は移転の場合 ・床面積が1,000㎡を超えるとき ・行為後の高さが10mを超えるとき 外観の模様替え又は色彩の変更の場合 ・行為部分が1,000㎡を超えるとき | 工作物 ・行為後の高さが5mを超えるとき 屋外における物品の集積又は貯蔵 ・高さが1.5mまたは面積100㎡を超え、31日間以上にわたって集積又は貯蔵をするとき |
| 山出地区 | 新築、改築、増築又は移転の場合 ・床面積が500㎡を超えるとき ・行為後の高さが10mを超えるとき 外観の模様替え又は色彩の変更の場合 ・行為部分が500㎡を超えるとき | 工作物 ・行為後の高さが5mを超えるとき ・垣、柵、塀、擁壁の類の場合は、高さ1.5m又は長さ10mを超えるとき 屋外における物品の集積又は貯蔵 ・高さが1.5mまたは面積500㎡を超え、31日間以上にわたって集積又は貯蔵をするとき |
| 備 考 | 上記からは、法第17条第1項に規定する特定届出対象行為とする。 | 上記からは、法第17条第1項に規定する特定届出対象行為とする。 |

【 用 語 】

1. 工作物とは、建築基準法(昭和25年法律第201号)第88条第1項、同第2項に規定する工作物で、広告物及び広告物を掲出する物件以外のもの、又はそれ以外の工作物で本計画に定めたものとする。
2. 建築物の新築、改築、増築又は移転、外壁の模様替え又は色彩の変更とは、法第16条に規定する行為をいう。

4 - 2 . 景観計画地区の景観形成基準

(1) 外泊地区の良好な景観形成のための基準

| 要素 | | 景観形成の基準 |
|---------|--|--|
| 建築物・工作物 | 意匠形態 | <p>建築物の位置は、周辺の石垣や建築物の配置状況を勘案し、連続した家並みと石垣の保全に配慮する。</p> <p>勾配屋根の設置など、周辺の家並みと調和したデザインとするよう配慮する。外壁や屋根等の素材は、汚れが目立たないものや退色しにくいものなど、美観の持続性を考慮した素材を使用するとともに、木材を活用するなど、周辺の家並みとの調和に配慮する。</p> |
| | 色彩 | <p>建築物の外壁の色彩は、木材、漆喰、瓦等の塗装を施さない素材と調和した色彩を用いるものとする。</p> <p>アクセントカラーを用いる場合は周辺の景観に配慮するものとする。</p> <p>屋根の色彩は、周辺の家並みとの調和に配慮し、彩度の低い落ち着いた色調を基調とする。</p> |
| | その他 | <p>給水管や配水管などは、外壁面に露出させないようにする。また、電気設備や室外機、屋上の建築設備は目立たないよう位置や修景に配慮する。</p> |
| 外構 | <p>道路や通路の境界線上に設置する塀や柵は、周辺の石垣と同等の石材を用いるほか、周辺の調和した自然素材を活用するものとする。</p> <p>ゴミ置き場や倉庫、物置などの建築附帯施設は、低彩度色とするなど集落景観と調和する色彩を基本とし、目立たない位置に設置するように努めるとともに、壁や屋根などで修景するよう配慮する。</p> | |
| 広告物 | <p>広告物はできるだけ集約化してすっきりとさせるとともに、石垣の家並みに調和する質の高いデザインとなるよう配慮する。</p> <p>広告物の下地は、石垣の色彩と調和した落ち着いた色調を基調とする。</p> <p>広告物は、建築物と一体化を図ったデザインとなるよう配慮する。</p> | |

(2) 山出地区の良好な景観形成のための基準

| 要素 | | 景観形成の基準 |
|---------|--|---|
| 建築物・工作物 | 意匠形態 | <p>建築物の位置は、棚田や既存建築物の配置状況を勘案し、連続した家並みと棚田の保全に配慮する。</p> <p>勾配屋根の設置など、周辺の家並みと調和したデザインとするよう配慮する。</p> <p>外壁や屋根等の素材は、汚れが目立たないものや退色しにくいものなど、美観の持続性を考慮した素材を使用するとともに、木材を活用するなど、周辺の家並みとの調和に配慮する。</p> |
| | 色彩 | <p>建築物の外壁の色彩は、木材、漆喰、瓦等の塗装を施さない素材、又は周辺の建物外壁の色彩と調和した色彩を用いるものとする。</p> <p>アクセントカラーを用いる場合は周辺の景観に配慮するものとする。</p> <p>屋根の色彩は、周辺の家並みとの調和に配慮し、彩度の低い落ち着いた色調を基調とする。</p> |
| | その他 | <p>給水管や配水管などは、外壁面に露出させないようにする。また、電気設備や室外機、屋上の建築設備は目立たないように位置や修景に配慮する。</p> |
| 外構 | <p>道路や通路の境界線上に設置する塀や柵は、周辺と調和した自然素材を活用するものとする。</p> <p>ゴミ置き場や倉庫、物置などの建築附帯施設は、低彩度色とするなど農村集落景観と調和する色彩を基本とし、目立たない位置に設置するように努めるとともに、壁や屋根などで修景するよう配慮する。</p> | |
| 屋外広告物 | <p>建物屋上に設置しない。</p> <p>広告物の下地は、周辺と調和した落ち着いた色調を基調とする。</p> <p>広告物は、建築物と一体化を図ったデザインとなるよう配慮する。</p> | |

5 . 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

5 - 1 . 景観重要建造物の指定の方針

住民に親しまれている建造物（建築物及び工作物）の外観において、道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見でき、次に示す項目に該当する建築物等について、所有者の同意を得た上で景観上重要な建造物として指定するものとします。

住民に親しまれ、地域のシンボリックな存在であり、周辺の景観を先導または継承し特徴づけている建造物
地域の自然、歴史、文化、生活などに関する特性が形として現れた地域固有の建造物
伝統的様式や技法で構成され、愛南町の歴史的・文化的に価値が高いと認められる建造物
維持管理を行う個人または団体がある建造物
ただし、国、県の指定文化財は除く

5 - 2 . 景観重要樹木の指定の方針

樹高があり樹幹も太く、葉ぶりが良好である単独あるいは一団の樹林を形成しているもの（以下「樹木等」という。）で住民に親しまれ、道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見することができ、次に示す項目に該当する樹木等について、所有者の同意を得た上で景観上重要な樹木として指定するものとします。

住民に親しまれ、地域のシンボリックな存在であり、良好な景観を形成に寄与する樹木
地域の自然、歴史文化などから見て、歴史的・文化的に価値が高いと認められる樹木
地域景観の形成に取り組む上で重要な位置にあるもの
維持管理を行う個人または団体がある建造物
ただし、国、県の指定文化財は除く

6 . 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限

6 - 1 . 屋外広告物の表示・掲出に関する基本事項

屋外広告物を設置する場合は、掲出方法、掲出数、意匠、形状、高さ、面積、色彩に配慮し、設置する建築物や周辺のまち並みと調和したものとします。

6 - 2 . 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限事項

愛媛県屋外広告物条例の許可基準によるとともに、周辺景観や建築物と調和した意匠等に努めるものとします。

建築物の意匠と一体的に考えるなど、全体としてまとまりのあるよう工夫するものとします。

7. 良好な景観形成に向けて

(1) 集落の維持を基本とした景観まちづくりの推進

景観計画区域として選定された外泊地区は空き地が目立つようになり、山出地区は耕作放棄地が目立ち始めているように、両地区とも後継者不足が大きな課題となっています。

人々の長い時間をかけた営みのなかで形成された景観を保全するためには、そこに住み続ける住民が必要であり、景観保全は後継者の定住促進が不可欠といえます。

このため、当該区域での生活が困難になった高齢世帯は、行政の高齢者サービスが受けやすいように地区内の空き家を利用して集住することや空き家の賃貸を積極的に行うなど、住民・行政が一体となって集落の維持を図りつつ景観の保全に努めていくことが求められます。

(2) 景観づくりのための啓発活動や広報活動の推進

区域の景観形成を進めていくためには地元の協力が不可欠ですが、地元では日常的な風景として存在することから往々にして優れた景観であることを意識されないことがあります。

このため、永い年月の生活のなかで形成してきた優れた景観であることを地元へ広報・啓発し、住民の自主的な景観形成活動につなげていくものとします。

(3) 公共施設に対する景観形成

山出地区の棚田は石積みによって支えられています。また、山出地区の南部を流れる僧都川も護岸の一部も同様に地区固有の素材である石積みとなっていますが、近年の護岸整備においてはコンクリート擁壁が使われており、景観上異質な組み合わせが見られるようになっています。

このため、景観計画区域においては、道路、河川等の公共施設などは区域の景観特性と整合が図れた素材・工法を用い、区域にふさわしい公共施設整備を進めるものとします。

(4) 景観計画区域の追加指定

愛南町には豊かな自然、歴史、文化等に関する景観資源が豊富にあることから、今後これらの資源を保全するため、地元住民との調整を図りながら景観計画区域の追加指定を図るものとします。

また、景観計画区域の追加指定にあたっては、住民主体の景観形成の取り組みについて地域住民の理解を得るとともに、住民や権利者との協働のもとに景観形成の方針や基準について策定するものとします。

(5) 計画の見直し

今回の景観計画は地元との協議等を踏まえて策定しましたが、今後の良好な景観の形成のためには継続的な取組が必要であるとともに、取組結果の検証やそれに伴う計画内容の見直し等が必要になってくることが考えられます。

このため、本景観計画については、住民が取り組みやすく自主的な景観保全活動が可能なように適宜見直しを行い、より良好な景観形成に向けた活動に協働して取り組んでいくものとします。